

令和4年7月7日（木）開催

令和4年度
第4回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第4回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和4年7月7日（木）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
9番 澤谷政夫
5. 欠席委員氏名 2番 青木一人 8番 沖津由藏
6. 出席職員氏名 事務局長 深井 真人 主査 秋田 凌
7. 案 件
報告 第1号 農地の転用事実に関する照会について
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(一括方式)
8. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 定刻となりましたので、ただいまより令和4年7月1日に招集告示致しました令和4年度第4回農業委員会定例総会を開会致します。

皆様ご起立ください・礼・ご着席ください。

本日、出席されている農業委員は6名です。2番青木委員、8番沖津委員が欠席であります。横浜町農業委員会会議規則第7条により、総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名の出席であります。なお、欠席者からは欠席の届出がありましたことをご報告いたします。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉 (～あいさつ省略～)

事務局長 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

9番 澤谷政夫 委員、1番 菊池國廣 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。(異議なし)

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田

1ページ及び2ページをお願い致します。

報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施致しました。番号1は、〇〇〇〇に位置しており現況は原野でかん木が生い茂っておりました。番号2は、〇〇〇〇に位置しており現況は宅地となっております。この場所は筆界未定地となっているため登記は存在するが、正確な境界が不明な土地となっているため法務局からの一部及び現地での周辺の状況を踏まえたうえでの目視確認により現況を判断しました。番号3は、〇〇〇〇に位置しており、現況は原野でかん木が生い茂っておりました。番号4は、〇〇〇〇また、番号5は〇〇〇〇〇〇に位置しております。現況は、番号4が山林、番号5は原野でかん木が生い茂っておりました。以上5件について、周辺の状況及び地形等を総合的に考慮し農地として活用できる見込みが無いこと、また、農地への復旧が困難なことから非農地として回答いたしました。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

それでは、3ページ及び4ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は6月30日(木)に、農業

委員 7 番 長倉委員及び農地利用最適化推進委員の鳥山推進委員と濱辺推進委員並びに事務局の 4 名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は 2 件でございます。番号 1 については、農業者年金に係る経営移譲年金を受給するために、父から後継者へ 10 年間使用貸借を契約していました。これにより農地は特定処分対象農地等となり権利の移動に制限がかかります。また、10 年間の使用貸借が 6 月いっぱい終了することに伴い改めて農地法第 3 条の申請をすることで特定処分農地等の制限を解除する目的となっております。番号 2 については、借受人が今後、農業次世代人材投資事業を活用する予定であることから利用権を設定するものであります。借受人は 6 月 24 日に夫婦で認定新規就農者となっており、同事業を活用するためには夫と妻がそれぞれ利用権を設定していることが要件とのこと。今回の借受人は妻にあたり、現在農地を所有しておりませんが夫の父も農作業に従事することから世帯員等と認められるため下限面積要件は満たしております。また、農業用機械は夫の父より借受ながら今後自ら導入も予定しており、従事日数要件も問題ないと考えられます。参考といたしまして、夫は農地中間管理機構を活用するため手続き中であります。申請地の図面は、5 ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 鳥山 (～現地調査結果報告～)

推進委員 濱辺 (～現地調査結果報告～)

議 長 長倉 ただいまの報告について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第 1 号は許可することに決定致します。

次に、議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（一括方式）について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 6 ページから 8 ページをお願い致します。

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認（一括方式）について、ご説明いたします。今回の申請は 7 件で、全て農地中間管理機構を活用するものであります。まず、申請地について、番号 1

及び2は〇〇〇〇に位置しております。番号3から6は〇〇〇〇に点在しております。なお、番号1から6は借受人が同一で、6月24日に夫婦で認定新規就農者となっており、今後農業次世代人材投資事業を活用する予定であります。その他の詳細については、農地法3条の借受人と同様であります。番号7については〇〇〇〇に位置しており、農地の集積及び集約のため借り受けるものとなっております。申請地の図面は9ページから11ページにございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。
質疑なしと認め、これより採決致します。
本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、議案第2号は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。
その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局

(～その他について～)

議長 長倉

これをもちまして令和4年度第4回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和4年7月7日(木)

横浜町農業委員会

議長 長倉 喜美男 ㊟

議事録署名者 菊池 國廣 ㊟

議事録署名者 澤谷 政夫 ㊟